

内国旅行旅費支給に関する細則

平成 24(2012)年 3 月 17 日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

- 第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の内国旅行旅費に関しては、定款による以外は、この細則による。
- 2 以下の各号のために旅行する会員に対して、この細則による旅費を支払うことができる。
 - 1) 総会、理事会、委員会及びそれらの準備会合への出席
 - 2) その他、定款第 4 条に定める本会の事業の遂行
 - 3 招待講演などのために本会の依頼により旅行する非会員に対して、この細則による旅費を支払うことができる。
- 第 2 条 交通費は、支給対象者の所属先の最寄り駅から用務先の最寄り駅までの鉄道賃の額を基本とする。
- 2 鉄道賃の額は、運賃、急行料金及び座席指定料金による。
 - 3 急行料金は、特別急行、普通急行又は準急行列車を運行する路線による旅行で特急料金は片道 100 キロメートル以上、普通急行列車又は準急行列車は片道 50 キロメートル以上旅行する場合に支給する。
 - 4 座席指定料金は、座席指定列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上旅行する場合に支給する。
 - 5 前項の規定に関わらず、連続した鉄道路が利用できない場合、鉄道賃と比較して経済的な航空賃を利用する場合は、実費額を支給する
- 第 3 条 前条の規定に関わらず、学会事務局に近接する東京都、神奈川県、千葉県および埼玉県圏内の旅行については一律 2000 円を支給する。ただし、2000 円を超える場合は、実費を支給する。
- 第 4 条 宿泊費は、旅行距離 100 km を超え、かつ業務上複数日の滞在が必要な場合に、一泊につき一万円を支給することができる。
- 2 前項に関わらず、用務が早朝から、または深夜におよぶ特別な事情がある場合は支給することができる。
- 第 5 条 学術大会期間及びその前後 1 日以内の当該地域内での用務に関わる旅行については支給の対象としない。
- 第 6 条 旅費の支給は予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第7条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。